

令和8年度
固定資産税(償却資産)
申告の手引き



申告期限	令和8年 2月2日(月) ※令和8年は1月31日(土)が閉庁日のため、2月2日(月)となります。 ※期限間近になると窓口が大変混雑しますので、 1月23日(金)頃までに申告くださるようご協力ください。
------	--

藤 沢 市

もくじ

I 固定資産税(償却資産)の申告について

1. 償却資産とは	1
2. 申告が必要な方	1
3. 申告書の提出方法について	1
(1) 書類で申告書を提出する	
(2) インターネット（e LTAX）から申告データを提出する	
4. 申告方式と提出書類について	2、3
(1) 申告方式について	
(2) 提出書類について	
(3) 特定の資産がある場合の提出書類について	
5. 調査への協力のお願い	3
6. 過年度遡及について	3
7. マイナンバー（個人番号）・法人番号について	3
(1) 申告書の記載方法について	
(2) 本人確認資料について	

II 申告の対象となる償却資産について

1. 申告の対象となる償却資産	4
2. 申告の対象とならない償却資産	4
3. 償却資産の種類と具体例	5
4. 家屋と償却資産の区分について	6
5. 業種別の主な償却資産一覧	7
6. 国税(所得税・法人税)との主な違い	8
7. 非課税資産及び課税標準の特例について	9

III 申告書の記載のしかた

1. 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例	10、11
2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例	12、13
3. 種類別明細書(減少資産用)の記入例	14、15

IV 評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法	16、17
2. 価格の決定	17
3. 税額の算出方法	17
4. 納期及び納付方法	17

V よくある質問

固定資産税（償却資産）の申告に係るよくある質問（FAQ）	18～21
------------------------------	-------

I 固定資産税（償却資産）の申告について

1. 儚却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方やアパートや駐車場などを他者に貸し付けている方が、**その事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等の有形固定資産**を償却資産といい、償却資産に対しては、土地や家屋と同じように固定資産税が課されます。

申告いただく償却資産の具体例等については4ページ「申告の対象となる償却資産について」をご参照ください。

2. 申告が必要な方

毎年1日1日現在、「藤沢市内に償却資産を所有している」もしくは「藤沢市内の事業者に償却資産を貸し付けている」すべての法人又は個人の方に申告いただく必要があります。

※前年まで申告した資産に増減がない方（はがき「償却資産申告書の省略について」の送付対象者を除く）、該当する資産がない方、廃業・解散や事業所の市外転出等された方につきましても申告が必要です。

申告書の「18 備考（添付書類等）」内から該当する番号に○印を付け、提出をお願いします。

3. 申告書の提出方法について

申告書の提出方法は、書類を持参もしくは郵送いただく方法とインターネット（eLTAX）により申告データを提出することができます。

（1）書類で申告書を提出する

本市からお送りした申告書（複写式）や、お手持ちの会計ソフト等を使って作成した申告書（法定様式である必要があります）に記入し、藤沢市役所資産税課へ持参もしくは郵送で提出いただく方法です。※市民センターでは受付できません。

また、郵送による申告で、控え用に収受印を希望される場合は、必ず住所、会社名（氏名）をご記入のうえ、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は返送できません。

なお、令和9年度（令和9年度1月収受分）以降は、原則申告書控への収受印押印を行いませんので、御留意ください。

（2）インターネット（eLTAX）から申告データを提出する

インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。eLTAX（エルタックス）による電子申告をぜひ御利用ください。

eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

電話による問い合わせ（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝休日・年末年始除く）

eLTAXヘルプデスク電話：0570-081459（ハイシンコク）

つながらない場合：03-5521-0019



※正当な理由なく申告されなかった場合は、地方税法第386条及び藤沢市市税条例第51条により過料を科される場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には地方税法第385条により罰金を科せられる場合がありますのでご注意ください。

4. 申告方式と提出書類について

償却資産の申告については、毎年一つ一つの資産について増加・減少を申告いただく①「増減申告方式」と、毎年全ての資産の所有状況を申告いただく②「電算申告方式」の2とおりがあります。

それぞれの申告方式によって提出書類が異なりますので、下の一覧表から提出書類をご確認ください。また、特定の資産がある場合は別途提出いただく書類がありますので、3ページ「特定の資産がある場合の提出書類について」をご参照ください。

(1) 申告方式について

①増減申告方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は本市が行います。なお、**前年中に資産の増加及び減少がない場合でも申告書の提出が必要です。**

②電算申告方式

賦課期日である1月1日時点で所有しているすべての資産について、申告者が自社電算システム等により評価額等を算出し、申告していただく方式です。なお、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、すべての資産について当該年度の評価額等を計算し、**申告書及び種類別明細書（全資産用）を提出してください。**

(2) 提出書類について

該当する欄を確認の上、申告書等を作成し、提出をお願いします。

申告用紙等の書き方については10ページ「申告書の記載のしかた」をご覧ください。

申告方法式	申告していただく方	提出書類			申告書「18備考」欄の記入方法 (下記の番号に○をつけてください。)
		申告書 (緑色)	種類別明細書	増加資産・ 全資産用 (緑色)	
① 増 減 申 告 方 式	初めて申告する	該当する資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2. 全資産申告(新規) ※必ず全資産の明細を添付してください。
		該当する資産がない	<input type="radio"/>		4. 該当資産なし
	前年度に申告した	資産の内容は変わらない	<input type="radio"/>		3. 昨年中の資産増減なし ※申告省略はがき送付者を除く
		増加した資産のみある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1. 増減申告(増加・減少資産あり)
		減少した資産のみある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		増加・減少両方ある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		当初より資産がない	<input type="radio"/>		4. 該当資産なし
② 電 算 申 告 方 式	初めて申告する	廃業・解散・市外転出した	<input type="radio"/>		5. 廃業・解散・転出等 ※年月も記入してください。
		該当する資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2. 全資産申告(新規) ※必ず全資産の明細を添付してください。
		該当する資産がない	<input type="radio"/>		4. 該当資産なし
	前年度に申告した	該当する資産がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2. 全資産申告(電算申告) ※必ず全資産の明細を添付してください。
		該当する資産がない	<input type="radio"/>		4. 該当資産なし
		廃業・解散・市外転出した	<input type="radio"/>		5. 廃業・解散・転出等 ※年月も記入してください。

(3) 特定の資産がある場合の提出書類について

内 容	提出書類
課税標準の特例が適用される資産を所有している場合 ※9ページもご参照ください。	・課税標準の特例に関する届出書兼明細書 ・特例に該当する事実を証明する書類
非課税資産を所有している場合 ※9ページもご参照ください。	・固定資産税（償却資産）非課税等申告書 ・非課税に該当する事実を証明する書類
短縮耐用年数を適用された場合	・国税局長の承認通知書(写)
増加償却をしている場合	・税務署長への届出書(写)
減免該当資産を所有している場合	・減免申請書　・減免に該当する事実を証明する書類

※これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考欄」に添付書類の名称を記載してください。

5. 調査への協力のお願い

本市では、適正かつ公平な課税を行うため地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づく訪問調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）や、第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）に基づき、税務署に提出した所得税又は法人税の申告書類を閲覧する調査を行っています。

これらの調査の中で、申告内容を確認するために必要な帳簿類、参考資料等の提出や現場確認及び電話による問い合わせ等を行いますので、ご協力をお願いいたします。

6. 過年度遡及について

調査に伴う申告内容の修正や申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及することになります。この場合、過年度分については、現年度分の納期とは異なり納期は1回となりますので御留意ください。

7. マイナンバー（個人番号）・法人番号について

(1) 申告書の記載方法について

申告書「3. 個人番号又は法人番号」の欄には、個人の方は個人番号（12桁）を、法人にあっては法人番号（13桁）の記載が必要です。記入欄に「*」が印字されている方は記載不要です。

(2) 本人確認資料について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号を記載した申告書の提出の際には、本人確認（番号確認）をさせていただきます。

本人が申告書を提出する場合

個人番号確認資料	・マイナンバーカード　・住民票の写し（個人番号が記載されたもの）等いずれか1点
本人確認資料	・マイナンバーカード　・運転免許証等の顔写真付き身分証明書等いずれか1点

代理人が申告書を提出する場合

本人の個人番号確認資料	・本人のマイナンバーカードの写し・本人の住民票の写し等いずれか1点 ※個人番号が記載されたもの
代理人の本人確認資料	・代理人のマイナンバーカード等　・代理人の運転免許証等の顔写真付き身分証明書等いずれか1点
代理権の確認資料	・税務代理権限証書　・委任状等いずれか1点

II 申告の対象となる償却資産について

1. 申告の対象となる償却資産

申告の対象となる償却資産は、毎年1月1日現在、事業の用に供することができる土地・家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個又は1組の取得価額（附帯費用を含む）が10万円以上の資産です。

具体例については、5ページ「償却資産の種類と具体例」をご参照ください。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象になります。

- (1) テナント（貸借人）等が建物に施した附属設備（内装、空調設備等）
- (2) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却している資産
- (3) 儻却済み資産（耐用年数を経過しても、現に事業の用に供している資産）
- (4) 決算期以後に取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- (5) 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供している資産）
- (6) 建設仮勘定で経理しているが、一部又は全部が1月1日までに完成している資産
- (7) リース資産（他の事業者に貸し付けている資産）
- (8) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態）、未稼働資産（既に完成していて、いつでも稼働できる状態の資産）
- (9) 代金が完済していないものでも、現に事業の用に供している資産
- (10) 儻却資産の改良費のうち、資本的支出として計上された資産

2. 申告の対象とならない償却資産

- (1) 繰延資産（創立費、開業費等）、棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- (2) 牛、馬、果樹、その他生物（興行用又は観賞用動植物は申告対象）
- (3) 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、実用新案権等）
- (4) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要
- (5) 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
- (6) 使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの（ただし、法人の場合10万円未満の資産でも減価償却した資産は、申告の対象となります。）
- (7) ファイナンスリース取引に係るリース資産で、所有者（リース会社）が該当資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満のもの※平成20年4月1日以後の契約分から適用

【参考】取得価額と固定資産税（償却資産）申告の取り扱い

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	対象（※）	対象	対象	対象
中小企業者等の 少額資産特例	対象（※）	対象	対象	
一時損金算入	対象外			
3年一括償却	対象外	対象外		

※法人の場合は10万円未満でも、税務会計上固定資産勘定に資産計上し、減価償却しているものは申告対象となります。

3. 償却資産の種類と具体例

償却資産の種類と具体例は次のとおりです。これらは法人税確定申告書の「別表 16 の(1)、(2)、(7)、(8)、(減価償却明細書内訳表)」又は所得税確定申告書の「減価償却費の計算欄」に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車、及び無形固定資産等を除いたものと概ね一致します。

資産の種類		具 体 例
第1種	構 築 物	門、ブロック塀、フェンス、擁壁(土留め)、路面舗装(駐車場舗装)、看板(広告塔)、屋外給排水設備、屋外照明施設、カーポート、自転車置場、外構工事等
	建物附属設 備	<ul style="list-style-type: none"> 受変電設備や蓄電池設備など、家屋として固定資産税評価されていない諸設備 ※詳しくは6ページ「家屋と償却資産の区分について」をご参照ください。 テナント(賃借人)が設置した内装、内部造作、給排水設備、空調設備、電気設備、ガス設備等 ※この場合の申告義務者はテナント(賃借人)です。
第2種	機械及び装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、食料製造加工機械、モーター やポンプなどの汎用機械類、土木建設機械、太陽光発電設備、その他各種産業用機械及び装置等
第3種	船 舶	客船、貨物船、モーターボート、ヨット、漁船、釣り船、水上バイク等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運 搬 具	<p>フォークリフト等の大型特殊自動車(車体種別番号が「0、00から09」及び000から099」、「9、90から99及び900から999」のもの)、台車等</p> <p>【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分】</p> <p>次に掲げる要件のひとつでも満たす場合は、大型特殊自動車であり、償却資産税の申告対象資産となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 自動車の長さが4.7mを超えるもの 自動車の幅が1.7mを超えるもの 自動車の高さが2.8mを超えるもの 最高時速が15km/hを超えるもの <p>※農耕作業用自動車(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車等)については、最高時速が35km/h以上のものであれば大型特殊自動車となります。</p>
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、レジスター、陳列ケース、冷暖房器具、厨房用品、カラオケなどの音響機器、応接セットなどの家具、カーテン、測定工具、検査工具、取付工具等

4. 家屋と償却資産の区分について

家屋(建物)には、電気設備、給排水衛生設備、空調設備等の「建物附属設備」が取り付けられています。自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産とに区分して課税されます。**※家屋で課税される設備をテナントの方が取り付けて所有している場合は、「特定附帯設備」として償却資産となりますのでテナントの方が申告してください。**

- ・償却資産として区分されるもの（申告対象になる）

…家屋に取り付けられているが稼動防止程度のもの又は独立した機器としての性格が強いもの

- ・家屋として区分されるもの（申告対象にならない）

…家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、消火設備、空調設備等

〈家屋と償却資産の区分表〉※この表は主な設備等の例示です。◎に該当する資産は償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式(配線・配管を含む) 変圧器、キュービクル、配電盤等		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電源コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		◎		◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内設備		◎		◎
	給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸器、電気温水器等)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎
		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		◎		◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	消火設備	屋外消火栓、消火器、避難器具、ホース及びノズル等		◎		◎
		屋内消火栓、スプリンクラー等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁・窓付)、生産事業用の空調設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、クレーン等		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・ 百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	広告塔、ネオンサイン、文字看板等、袖看板、駐車場設備、駐輪設備、メールボックス、簡易間仕切り(衝立)、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門扉・フェンス・緑化施設、舗装等)		◎		◎

5. 業種別の主な償却資産一覧

業種ごとに想定される主な償却資産を一覧にしました。5ページ「償却資産の種類と具体例」、6ページ「家屋と償却資産の区分」とあわせてご活用ください。

()内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数の一例です。各資産の耐用年数は、素材や用途又は業種等により異なる場合があります。

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に掲げる法定耐用年数を使用してください。

業種	主な償却資産
共通	受変電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、看板(10)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、パソコン(4)、テレビ(5)、LAN配線(10)、ルームエアコン(6)、コピー機(5)、金庫(20)、金属製ロッカー(15)、駐車場棟の舗装路面(コンクリート敷(15)、アスファルト敷(10))等
飲食業	冷蔵庫(6)、厨房用品(5)、ガスレンジ(6)、椅子(5)、カウンター(3)等
理容・美容業	理容・美容機器(5)、消毒殺菌用機器(4)、湯沸かし器(6)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)等
医療・薬局業	調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、歯科診療ユニット(7)、手術機器(5)、レントゲン機器(6)等
小売業 精肉・鮮魚販売業	冷蔵ストッカー(4)、冷凍(蔵)機内蔵型オープンショーケース(6)、冷凍機(9)、自動計量器(5)、挽肉器(9)等
建設業	ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、足場(3)、可搬式小型発電機(10)、フォークリフト(4)等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス(15)、コンプレッサー(15)、充電器(15)、金属造独立キャノピー(45)、ガソリンスタンド設備(8)等
製造業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)等
不動産賃貸業	金属造街路灯(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植栽)(20)、立体駐車場機械装置部分(10)、集合郵便受け(10)、太陽光発電設備(17)等
娯楽業	パチンコ機器(2)、両替機(5)、パチスロ器(3)、カラオケ(5)、ボウリング場用設備(13)、ゲームマシン(3)等

6. 国税（所得税・法人税）との主な違い

固定資産税（償却資産）と所得税・法人税では、その取扱いが異なる点があります。

申告書を記入するうえでご注意いただきたいポイントを次のとおりまとめました。

項目	固定資産税の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日：1月1日）	事業年度（決算期）※法人税
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○建物以外の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得した資産は「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得した資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません（注1） ※圧縮前の取得価額を記入してください	認められます
特別償却・割増償却	認められません（注2）	認められます（租税特別措置法）
増加償却	認められます	認められます（法人税・所得税）
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の100分の5 ※取替資産、鉱業用坑道を除く	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（注3） ※改良を加えた資産と改良費を区分して評価	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産 ※使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外	損金又は必要経費に算入が可能（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 ※取得価額が20万円未満の減価償却資産	損金又は必要経費に算入したものは課税対象外	3年間で損金又は必要経費に算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 ※中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産	課税対象（注4）	損金又は必要経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（注1） 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2） 特別償却・割増償却は認められませんので、処理前の取得価額としてください。

（注3） 平成19年度税制改正により、国における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いに変更はありません。

（注4） 租税特別措置法の規定により、中小企業等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得し、使用する取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得年度で合計300万円まで必要経費に計上又は損金に算入することができますが、固定資産税（償却資産）では課税対象となります。

7. 非課税資産及び課税標準の特例について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた資産は、固定資産税が非課税になります。また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。

該当する資産を所有されている方は「固定資産税(償却資産)非課税等申告書」又は「課税標準の特例に関する届出書兼明細書」と、資料をご提出ください。

なお、申告書様式は、市ホームページからダウンロードもできますが、申告書等を送付することも可能ですのでご連絡ください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（一部抜粋）

適用条項		適用対象	特例割合	取得時期	適用期間
地方税法 第349条の3	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業者が供する家屋及び償却資産	1/2	平成29年1月1日～	期限なし
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業者が供する家屋及び償却資産	1/2	平成29年1月1日～	期限なし
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業者が供する家屋及び償却資産	1/2	平成29年1月1日～	期限なし
法附則 第15条	第25項	イ 太陽光発電設備 (1,000kw未満) □ 風力発電設備 (20kw以上) ハ 地熱発電設備 (1,000kw未満) 二 バイオマス発電設備 ≈ 1 (10,000kw以上20,000kw未満)	1/2	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間
		特定バイオマス発電設備 ≈ 2 (10,000kw以上20,000kw未満)	11/14	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	
		イ 太陽光発電設備 (1,000kw以上) □ 風力発電設備 (20kw未満) ハ 水力発電設備 (5,000kw以上)	7/12	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	
		イ 水力発電設備 (5,000kw未満) □ 地熱発電設備 (1,000kw以上) ハ バイオマス発電設備 (10,000kw未満)	1/3	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	
	第43項	「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した機械及び装置、工具・器具及び備品並びに建物附属設備（償却資産）	1/2 (賃上げ有)	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	3年間
			1/4 (賃上げ有)	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	5年間
旧法附則 第15条	第44項	「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した機械及び装置、工具・器具及び備品並びに建物附属設備（償却資産）	1/2 (賃上げなし)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	3年間
			1/3 (賃上げ有)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	5年間
			1/3 (賃上げ有)	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	4年間

※1 第2号の特定バイオマス発電設備を除く

※2 バイオマスのうち一般木質・農作物残さ区分に該当するもの

この他の特例や非課税添付書類についてはお問合せください。また、市ホームページもあわせてご確認ください。

III 申告書の記載のしかた

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

ボールペン（消えないインク）で記載してください。

「*」印字がある場合は、記入不要です。

受付印		8年1月15日	8年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
藤沢市長		納税通知書等の送付先	
①(フリガナ) ①住所 所 所 (個人:住民登録地) 有 (法人:本店所在地)		藤沢市朝日町1番地の1 (電話) 0466-25-1111	④事業種目 (資本等の金額)
②(フリガナ) ②会社名 又 (法人番号)		藤沢株式会社 代表取締役 藤沢 太郎 (電話) 00000000	⑤事業開始月 ⑥この申告に応 じ等する者の係 名及び氏名
屋号がある場合 記載してください。		番号は「左につめて」 記入してください。 ③(法人番号)	⑦税理士等の 住所 氏名 (電話) 01234567890123
資産の種類		取扱額	前年中に取得したもの⑨ (イ) 前年中に減少したもの⑩ (ウ) 前年中に取得したもの⑪ (エ) 前年中に減少したもの⑫ (オ) 前年中に取得したもの⑬ (エ) 前年中に減少したもの⑭ (オ) 前年中に取得したもの⑮ (エ) 前年中に減少したもの⑯ (オ) 前年中に取得したもの⑰ (エ) 前年中に減少したもの⑱ (オ) 前年中に取得したもの⑲ (エ) 前年中に減少したもの⑳ (オ) 前年中に取得したもの㉑ (エ) 前年中に減少したもの㉒ (オ) 前年中に取得したもの㉓ (エ) 前年中に減少したもの㉔ (オ) 前年中に減少したもの㉕ (オ)
1 構築物		4446000	2500000 3150000 5096000
2 機械及び 装置		20500000	2600000 2835000 20735000
3 船舶		0	0
4 航空機		0	0
5 車両及び 機械及び 装置		0	0
6 工具、器具 及び備品		1030000 565000 1350000 1815000	17 事業所用家屋の所有区分 (有・無)
7 合計		25976000 5665000 7335000 27646000	18 備考(添付書類等)
資産の種類		評価額㉓ (本)	17 事業所用家屋の所有区分 (有・無)
1 構築物			自己所有・借入 (所有者氏名 ○○○)
2 機械及び 装置		㉓～㉕については、増減申告の方は、記載する 必要はありません。電算申告の方は、必ず記載し てください。	該当する番号に○印をつけてください。
3 船舶			① 増減申告(増加・減少資産あり) ② 全資産申告(新規・電算申告)
4 航空機			3. 昨年中の資産の増減なし 4. 該当資産なし
5 車両及び 機械及び 装置			5. 廃業・解散・転出等(年月)
6 工具、器具 及び備品			
7 合計			

前年前の申告の
取得価額を
記載してください。

該当する番号に○印をつけてください。

① 増減申告(増加・減少資産あり)
② 全資産申告(新規・電算申告)

3. 昨年中の資産の増減なし
4. 該当資産なし

5. 廃業・解散・転出等(年月)

記載欄		記載のしかた	
① 住 所	個人にあっては住民登録地（住民票に記載された住所）を、法人にあっては法人登記簿上の登録地を記載してください。 電話番号は代表番号を記載してください。印字された住所に変更がある場合は、赤の二重線で消し新しい住所を記載した上、その理由を備考欄に記載してください。 住民登録地・法人登記簿上の登録地以外に納税通知書等の送付を希望する場合は、「納税通知書等の送付先」欄に記載してください。	個人にあっては個人名を記載し、法人にあってはその名称及び代表者名を記載してください。また、屋号があれば必ず記載してください。 印字された氏名に変更がある場合は、赤の二重線で消し、正しい名称を記載した上、その理由を備考欄に記載してください。	
② 氏 名	氏名は、個人にあっては個人名を記載し、法人にあってはその名称及び代表者名を記載してください。	個人名を記載してください。	
③ 個 人 番 号 ・ 法 人 番 号	個人番号（マイナンバー[12桁]）、法人番号（13桁）を左詰めで記載してください。	個人番号（マイナンバー[12桁]）、法人番号（13桁）を左詰めで記載してください。	
④ 事 業 種 種 目	事業の種目を具体的に記載してください。	事業の種目を具体的に記載してください。	
⑤ 事 業 開 始 年 月	藤沢市内で事業を開始した年月と決算月を記載してください。	藤沢市内で事業を開始した年月と決算月を記載してください。	
⑥ 申 告 内 容	この申告内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	この申告内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
⑦ 税 理 士	税務会計・経理を委託している場合、税理士の住所、氏名及び電話番号を記載してください。	税務会計・経理を委託している場合、税理士の住所、氏名及び電話番号を記載してください。	
⑧ ~	該当する方を○で囲んでください。（⑧⑨税務署の許可が必要、⑩⑪P9参照、⑫税務署への申告にない方を「*」で見えないように印字しています。 合、⑬税務署への申告の際挿わる償却方法、⑭税務署への申告方法）該当しない方を「*」で見えないように印字しています。	該当する方を○で囲んでください。（⑧⑨税務署の許可が必要、⑩⑪P9参照、⑫税務署への申告にない方を「*」で見えないように印字しています。 合、⑬税務署への申告の際挿わる償却方法、⑭税務署への申告方法）該当しない方を「*」で見えないように印字しています。	
⑯ 資 産 の 所 在 地	藤沢市内における事業所等資産の所在地を記載してください。4ヶ所以上ある場合は、別紙に記載し提出してください。	藤沢市内における事業所等資産の所在地を記載してください。4ヶ所以上ある場合は、別紙に記載し提出してください。	
⑯ 借 用 資 産	借用資産（リース資産）の有無について該当する方を○で囲み、「有」の場合は貸主の名称等を必ず記載してください。	借用資産（リース資産）の有無について該当する方を○で囲み、「有」の場合は貸主の名称等を必ず記載してください。	
⑰ 事 業 所 用 家 屋 の 所 有 区 分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲み、「借家」の場合は家屋所有者名を必ず記載してください。	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲み、「借家」の場合は家屋所有者名を必ず記載してください。	
⑱ 備 考	次のような事項を記載してください。 (1) 住民登録地、又は法人登記所在地以外の場所へ納税通知書や申告書の送付を希望する場合の住所とその理由。 (2) 住所、氏名に変更がある場合のその理由。 (3) 増加償却の届出書の写し、非課税・課税標準の特例に該当する資産の届出書等、その他添付した書類の名称。 (4) 申告の種類（1～5）のうち該当する番号を○で囲んでください。	次のような事項を記載してください。 (1) 住民登録地、又は法人登記所在地以外の場所へ納税通知書や申告書の送付を希望する場合の住所とその理由。 (2) 住所、氏名に変更がある場合のその理由。 (3) 増加償却の届出書の写し、非課税・課税標準の特例に該当する資産の届出書等、その他添付した書類の名称。 (4) 申告の種類（1～5）のうち該当する番号を○で囲んでください。	
⑲ 前 年 前 に 取 得 し た も の (イ)	令和7年度分の申告をした時の「取得価額欄（二）」の数値が、資産の種類別に印字してあります。 独自書式等で提出する際に、前年度申告されている場合は、必ず前年申告時の取得価額を記載してください。	令和7年度分の申告をした時の「取得価額欄（二）」の数値が、資産の種類別に印字してあります。 独自書式等で提出する際に、前年度申告されている場合は、必ず前年申告時の取得価額を記載してください。	
⑳ 前 年 中 に 減 少 し た も の (ロ)	令和7年度中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。	令和7年度中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。	
㉑ 前 年 中 に 取 得 し た も の (ハ)	令和7年度中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額を資産の種類別に記載してください。	令和7年度中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記載してください。 なお、初めて申告される方は、全資産の取得価額を資産の種類別に記載してください。	
㉒ 計 (イ) - (ロ) + (ハ) 、 (ニ)	(イ) - (ロ) + (ハ) + (ハ)による算出した資産の合計額を資産の種類別に記載してください。	(イ) - (ロ) + (ハ)による算出した資産の合計額を資産の種類別に記載してください。	
㉓ ~	増減申告の方は記載の必要がありません。自社の電算処理による全資産申告（電算申告）をされる方は記載してください。	増減申告の方は記載の必要がありません。自社の電算処理による全資産申告（電算申告）をされる方は記載してください。	

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

提出用

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 8 年度	① 所有者コード	91111111
---------	----------	----------

注意「年号」の5は令和です。平成の場合は4、昭和の場合は3に訂正してください。

② 所有者名	藤沢株式会社
1 枚目	1 枚のうち

氏名又は名称
を記入してください。

③ 資産番号	④ 資産コード	⑤ 資産の名称等 (カタカナ、英字、数字等)	⑥ 量	⑦ 取得年月 年号 年 月	⑧ 取得価額	⑨ 耐用年数	⑩ 増加の理由 1 新規取得 2 中古品取得 3 移動による受入 4 その他	⑪ 摘要
01	1 508	01 01	カ"イコウコウシ" (ヘイ)	1 5 07 06	3150000	15	① ② ③ ④	
02	2 "	02	センハバソンS110カ"タ	1 5 07 10	2835000	12	① ② ③ ④	
03	6 "	03	ノートハ"ソコソン①	5 4 30 12	1050000	4	① ② ③ ④	鎌倉営業所より移動
04	6 "	04	ノートハ"ソコソン②	2 4 29 12	300000	4	① ② ③ ④	申告もれ
05		05		5			① ② ③ ④	
06		06		5			① ② ③ ④	
07		07		5			① ② ③ ④	
08		08		5			① ② ③ ④	
09		09		5			① ② ③ ④	
10		10		5			① ② ③ ④	
11		11		5			① ② ③ ④	
12		12		5			① ② ③ ④	
13		13		5			① ② ③ ④	
14		14		5			① ② ③ ④	
15		15		5			① ② ③ ④	
16		16		5			① ② ③ ④	
17		17		5			① ② ③ ④	
18		18		5			① ② ③ ④	
19		19		5			① ② ③ ④	
20		20		5			① ② ③ ④	
		小計	9		7335000			

該当する増加の事由を

○で囲んでください。

3の場合

摘要欄に移動前の所在地
を記入してください。

4の場合

摘要欄に理由を
記入してください。

耐用年数を
記入してください。

記載欄		記載のしかた	
① 所有者	コード	申告書の所有者コード欄に表記される番号を記載してください。	ただし、初めて申告する場合は、記載する必要はありません。
② 所有者名	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」が複数ある場合は、2枚目のうち1枚目というようにページ数を記載してください。		
③ 資産の種類	1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品の区分で記載してください。		
④ 資産コード	年度（3ケタ）、ページ（2ケタ）、行（2ケタ）を記載してください。例：令和8年度1ページ目1行目508、01、01		
⑤ 資産の名称	資産の名称及び規格等をカタカナ・英字・数字等で20文字以内で記載してください。		
⑥ 数量	取得した資産の数量を記載してください。		
⑦ 取得年月	資産を取得した年月又は事業の用に供した年月を記載してください。平成の場合は「4」、昭和の場合は「3」に訂正してください。		
⑧ 取得額	当該資産の取得額（荷役費、運送費、据付費、開税等を含む）を記載してください。圧縮相当額を含めた実際の取得額を記載してください。 なお、年号については、「5」は令和を表します。		
⑨ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数を記載してください。		
⑩ 増加の事由	中古資産について見積耐用年数によつている場合……見積耐用年数 国税局長の承認を得て短縮耐用年数		
⑪ 摘要	資産が増加した事由について、該当する番号を○で囲んでください。		
	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ★非課税標準の特例に該当する資産についてはその適用条項 ★★増加償却を行つている資産についてはその旨の表示 ★★前年度に申告漏れがあった場合はその旨の表示 ★★その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項		

3. 種類別明細書（減少資産用）の記入例

提出用

種類別明細書（減少資産用）

令和8年度
① 所有者コード
91111111

資産番号 ③種類 行	資産の種類 ④抹消コード 年度	資産の名称 ⑤資産の名称等 (カタカナ、英字、数字等)	量 ⑥量 行	取得年月 ⑦取得年月 年 号	取得年月 年 月	額 ⑧取得価額 百万 円	耐用年数 ⑨耐用年数 年	申請年度 ⑩年度 年	要 求 事項	
									減少の事由及び区分 ⑪・⑫・⑬・⑭・⑮	摘要
01	1	5000101	01	キュウハイスイエイセイビ	134909	2500000	15	11	1・2・3・4	①・2
02	2	2100101	01	センハ・ン	142007	2600000	12	11	1・2・3・4	①・2
03	6	1000308	08	エアコン	140903	315000	6	11	1・2・3・4	①・2
04	6	5050101	01	ハ・ソコン	150406	250000	4	11	1・2・3・4	①・2
05									1・2・3・4	2
06									1・2・3・4	1・2
07									1・2・3・4	1・2
08									1・2・3・4	1・2
12									1・2・3・4	1・2
13									1・2・3・4	1・2
14									1・2・3・4	1・2
15									1・2・3・4	1・2
16									1・2・3・4	1・2
17									1・2・3・4	1・2
18									1・2・3・4	1・2
19									1・2・3・4	1・2
20									1・2・3・4	1・2
小計		4				5665000				

償却資産種類別明細書の
資産番号を記入してください。

該当する減少の事由及び
区分について○で囲んでください。
減少の事由が3の場合は移動先
4の場合は理由を記入してください。

氏名又は名称
を記入してください。

第二十六号様式別表二

令和7年1月1日以前に取得した資産のうち、令和7年中に売却・滅失・移動等により減少したものを記載してください。

記載欄		記載のしかた	
① 所有者	ドード	申告書の所有者コード欄に表記されている番号を記載してください。	
② 所有者名	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」が複数ある場合は、2枚目のうち1枚目と同様に記載してください。		
③	～	★④抹消コードは「 償却資産種類別明細書（A4白黒印刷） 」（下欄参照）の 資産番号下7ヶタ を記載してください。 ★資産の一部が減少した場合は、減少した数量及び取得価額を記載してください。	
⑩ 申告年度	記載の必要はありません。		
⑪ 減少の事由	当該資産が減少した事由とその区分について、該当する番号を○で囲んでください。		
⑫ 摘要	当該資産について、次のような事項を記載してください。 ★一部減少の金額の内訳 ★減少の事由が3の場合は移動先、減少の事由が4の場合は理由		

※資産の名称、数量、取得年月及び耐用年数を訂正する場合には、**償却資産種類別明細書を複写し**、正しい数値等を赤字で記入した後、申告書と一緒に提出してください。

令和8年度 債却資産種類別明細書

所有者コード	住所	〒	氏名・法人名
0099999999			

連番	種類	資産番号	資産の名称	数量	取 得 年 月	取 得 年 月	耐用年数	減価残存率	前年度	評価額
1	6	000000001400101	エアコン	1	H13.5		359,700	6	0.681	17,985
2	6	000000002100101	サーバー	1	H20.4		1,575,000	5	0.631	78,750
3	6	000000001400101	コピーチ	1	H29.11		486,000	5	0.631	24,300
4	6	000000001400101	インクジェットプリンター	1	R2.9		262,000	5	0.631	20,930
5	6	000000001400101	ソクティコウグ	1	R1.8		162,000	5	0.631	
							2,131,920	5	0.631	173,809
										以下、余白

IV 評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法

申告いただいた資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から、個々の資産について次のとおり評価額を算出します。

固定資産税（償却資産）における評価額の最低限度は、取得価額の5%と定められているため、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。具体的には次ページ【計算例】を参照してください。

ア 前年中に取得した資産(令和7年1月2日から令和8年1月1日まで)

$$\text{取得価額} \times \text{前年中の取得分の減価残存率} = \text{評価額}$$

イ 前年前に取得した資産(令和7年1月1日以前)

$$\text{令和7年度評価額} \times \text{前年前の取得分の減価残存率} = \text{評価額}$$

固定資産税（償却資産）に係る減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分			前年中取得分	前年前取得分
		(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)
1	—			16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応じる減価率です。

【計算例】

取得価額 300,000 円、取得時期 令和 7 年 9 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(1) 減価残存率表から

前年中に取得した「耐用年数 4 年」の資産の減価残存率 = 0.781

前年前に取得した「」の資産の減価残存率 = 0.562

(2) 減価残存率を次のように式にあてはめる

令和 8 年度 = 300,000 円 × 0.781 = 234,300 円

令和 9 年度 = 234,300 円 × 0.562 = 131,676 円

令和 10 年度 = 131,676 円 × 0.562 = 74,001 円

令和 11 年度 = 74,001 円 × 0.562 = 41,588 円

令和 12 年度 = 41,588 円 × 0.562 = 23,372 円

令和 13 年度 = 23,372 円 × 0.562 = ~~13,135 円~~ → 15,000 円 (最低限度額)

※令和 13 年度の評価額は、取得価額(300,000 円)の 5 %未満となります。固定資産税(償却資産)の評価額は取得価額の 5 %を最低限度額としているため、このパソコンが事業用に使用されている期間の評価額は、令和 13 年度以降は 15,000 円となります。

2. 価格の決定

市長は 3 月 31 日までに、上記の計算方法により算出した評価額を令和 8 年度の償却資産の価格として決定します。

決定した償却資産の価格等は償却資産課税台帳に登録され、その旨が公示されます。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後、3 か月以内に、藤沢市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申出することができます。

3. 税額の算出方法

上記の計算方法により算出した評価額の合計を「課税標準額」といい、この課税標準額から次の計算により固定資産税額を算出します。

なお、課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。(免税点)



4. 納期及び納付方法

固定資産税は、通常の 4 回の納期(5 月、7 月、9 月、12 月)に分けて納めていただくことになります。また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は 1 回になります。お支払いは、便利な口座振替、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付(地方税お支払サイト)がご利用いただけます。

納付に関する問い合わせ先: 納税課 0466-50-3509 (直通)

V よくある質問

固定資産税(償却資産)の申告に係るよくある質問(FAQ)

■申告全般について

Q 1 償却資産について教えてください。

A 1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業に使用される資産で、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

個人法人を問わず、事業をされている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点で所有する事業用の資産を、その資産が所在する市町村に申告しなければならないことになっています。

Q 2 申告書の書き方がわかりません。

A 2 藤沢市役所資産税課にお越しください。詳しくご説明させていただきます。

申告書を作成するには、本人確認書類と固定資産台帳等の資料が必要となります。

1月中旬～2月上旬にかけては窓口が大変混雑しますので、12月～1月上旬に来庁いただければお待たせすることが少ないかと思います。

Q 3 償却資産はなぜ申告しなければいけないのですか。

A 3 償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難なため、地方税法第383条において、償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産を申告する義務を定めています。このため、確定申告とは別に償却資産の申告をしていただく必要があります。

Q 4 該当する資産を所有していない場合でも申告が必要ですか。

A 4 「該当する資産を所有していない」という申告をしていただく必要があります。

該当する資産をお持ちでない場合は、申告書の右下にある「該当する番号に○印を付けてください」と書かれた囲みの「4. 該当資産なし」に○を付けてご提出ください。

Q 5 昨年と資産の内容に変更がありません。今年も申告が必要ですか。

A 5 「資産の増減がない」という申告をしていただく必要があります。

資産の増減がない場合は、申告書の右下にある「該当する番号に○印を付けてください」と書かれた囲みの「3. 昨年中の資産の増減なし」に○を付けてご提出ください。※申告省略はがき送付者を除く

Q 6 昨年中に廃業・解散・市外転出をしました。今年は申告しなくてもいいですか。

A 6 「廃業・解散・市外転出をした」という申告をしていただく必要があります。

廃業・解散・市外転出をした場合は、申告書の右下に「該当する番号に○印を付けてください」と書かれた囲みの「5. 廃業・解散・転出等」に○を付け、廃業・解散・転出等を行った年月をご記入の上、ご提出ください。

Q 7 藤沢市以外に所在する償却資産も申告する必要がありますか。

A 7 藤沢市内に所在する償却資産だけを記載してください。藤沢市以外に所在する償却資産については、別途その資産が所在する市町村にご申告ください。

Q8 わずかな償却資産しか所有していないので、課税されないと聞きましたが、申告しなければいけませんか。

A8 償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書をもとに課税標準額を算出し決定しますので、資産の多少に関わらず申告いただく必要があります。

Q9 償却資産の申告をしなかった場合はどうなりますか。

A9 地方税法及び藤沢市市税条例により過料を科す規定があります。また、不申告の方には、税務署で国税資料を閲覧するなどして、償却資産の所有状況を把握させていただくことがあります(法第354条の2)。【参考】地方税法第386条及び藤沢市市税条例第51条第4項の規定に基づき10万円以下の過料

Q10 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告する必要がありますか。

A10 税務署への申告は、所得税・法人税の税額を算定するための申告で、市町村が課税をする固定資産税(償却資産)の税額を算定するための申告とは異なります。このため、償却資産を所有している場合は、税務署への申告とは別に、償却資産申告書を市役所に提出する必要があります。

Q11 法人税・所得税は非課税ですが、償却資産の申告はしなければいけないですか。

A11 地方税法第348条の規定で固定資産税(償却資産)が非課税とされない限り、償却資産は課税の対象となりますので、別途償却資産の申告はしていただく必要があります。

Q12 12月中に申告してしまいたいのですが、受理してもらえますか。

A12 1月1日現在の資産状況に間違いないということであれば申告いただいてかまいません。
ただし、申告後に増減等があれば修正申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

Q13 郵便で申告する場合は、必ず返信用封筒を入れなければいけませんか。

A13 市役所が受け取ったことを確認する「收受印」を押した申告書控えの返送が必要な方にだけ、返信用封筒の同封をお願いしています。

複写式申告用紙(種類別明細書も同じ)の3枚目が義務者控えとなっていますので、ご自分で剥がして保管していただければ、返信用封筒は必要ありません。

返信用封筒が入っていない場合は、控えが入っていたとしても返送はいたしません。

※現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国の標準仕様に準じたものへ移行する取組を進めています。これにより、令和9年度の申告から、償却資産の申告書の控用はありません。ご理解ご協力をお願いします。

Q14 提出期限を過ぎても大丈夫ですか。

A14 償却資産申告書の法定提出期限は、地方税法第383条に「毎年1月1日現在における当該償却資産について(中略)1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」と規定されているため、1月31日までにご申告をお願いしています。

やむを得ず提出期限を過ぎる場合は、すみやかに申告をお願いします。

※提出が遅れた場合、納税通知書の発送も遅れ、17ページに記載の通常4回の納期ではなく、3期、2期等に分けて納めていただくこと場合があります。

Q15 電算申告をしているが、資産の数が膨大なので、データで資産明細を提出しても良いですか。

A15 データでの資産明細の受け取りは行っていません。必ず紙の資産明細書の提出をお願いします。ただし、エルタックスを利用して申告いただければ、紙の資産明細書を添付する必要はありませんので、ご利用を検討ください。

Q16 昨年中に法人が合併や分割をし、1月1日現在は別の新しい法人になっています。どのような申告が必要ですか。

A16 新しい法人の償却資産の申告をする場合には、申告書の右下備考欄に合併・分割等の年月日を記載し前法人の資産を引き継いだものがあれば、引き継いだ資産だとわかるよう記載してください。また、前法人がすでに解散している場合は、前法人解散の申告も併せてお願ひします。

Q17 提出した申告書の内容に誤りが判明しました。どのような手続きが必要ですか。

A17 正しい内容で再度申告書の提出をお願いします。提出の際は申告書の欄外に朱書きで「修正申告」と記入の上、種類別明細書とともに、改めてご提出ください。

Q18 申告後、市から何か連絡はありますか。

A18 申告内容に疑義等があるときは、電話にて問い合わせをさせていただきますので、申告書の「6. この申告に応答する者の係及び氏名」欄に氏名及び電話番号のご記入をお願いします。

申告内容を精査し、課税標準額(各資産の評価額の合計)が150万円以上であれば5月上旬に納税通知書を送付します。課税されない場合は、特に通知書等は送りません。

■資産について

Q19 使っていない資産も申告は必要ですか。

A19 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象となります。従いまして、使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いします。

Q20 減価償却が終わった償却資産の申告は必要ですか。

A20 申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は取得価額の5%となっており、耐用年数を過ぎ減価償却が終わった償却資産も事業に使用している限り申告が必要となります。

Q21 リース資産は誰が申告するのですか。

A21 リース会社などから借りている資産で、所有権がリース会社になっている場合は、リース会社が申告することとなります。(ただし、割賦購入で代金の完済していない資産は、買い主が申告することとなります。)

なお、平成19年税制改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引が税務会計上売買取引として扱われることになりましたが、法的な所有者自体が変更されるわけではないので、従来と同様に原則として所有者であるリース会社が申告者となります。

Q22 福利厚生施設など、収益事業と関わりがない資産も申告する必要がありますか。

A22 企業が従業員のために設置している医療施設、寄宿舎、娯楽施設等の福利施設にかかる資産について

は、間接的とはいえる企業としてその事業の用に供するものであると認められますので、申告の必要があります。

Q23 耐用年数を知りたいのですが。

A23 減価償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により定められています。

なお、償却資産の評価に用いる耐用年数は、固定資産評価基準第3章第1節八により、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものとされています。そのため、各資産の耐用年数については、管轄の税務署にお問い合わせください。

藤沢市内の管轄税務署はこちら→藤沢税務署



■税額について

Q24 来年の税額はいくらになりますか。

A24 いただいた申告書の内容をもとに、税額の計算をさせていただきますので、税額については5月上旬に発送する納税通知書にてご確認ください。

増減申告方式で申告されている方は、資産の増減がない場合、申告書と一緒にお送りした「償却資産種類別価明細書(A4白黒印刷)」の「本年度 評価額」の合計額に、税率の1.4%を掛けるとおおよその税額ができます。

Q25 年の途中で廃業した場合、償却資産の固定資産税はどうなりますか。

A25 固定資産税は、毎年1月1日時点の資産の保有状況によって、1年分の税額を確定します。このため、年の途中で廃業した場合であっても1月1日時点で事業の用に供する状態で資産を所有していた場合は、1年分の税額全額をお支払いいただく必要があります。

■納税通知書について

Q26 申告したが納税通知書が届かないのですが。

A26 同一人が藤沢市内に所有する償却資産の課税標準額が、150万円に満たない場合には、税額が発生しないため、納税通知書は発行されません。

Q27 固定資産税の納税通知書は再発行できますか。

A27 納税通知書の再発行はできません。

納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた方は、市長より賦課処分されたという法的効果が発生します。

すでに納税義務者に対し、市長より納税通知書が送達されており、更に納税通知書を再発行し送付すると、納税義務者の方に2度賦課処分を行ったことになります。そのため、再発行はできませんので、ご理解いただきますよう、お願いします。

【納付書の再発行】金融機関等で納めるための納付書の再発行については、納税課にて行っています。

納税課 0466-50-3509(直通)までお問合せください。

提出先 及び 問い合わせ先

藤沢市役所 資産税課 課税担当（本庁舎4階）

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

※書き方等、不明の点はご連絡ください。

電話 0466-25-1111（内線2351）

0466-50-3511（直通）

電子メール fj-sisanzei@city.fujisawa.lg.jp

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 種類別明細書に所有者コードの記入はされていますか？
(わかる場合は、記入をお願いします。)
- 増加資産の取得年月日、取得価額、耐用年数は記入されていますか？
- 増加の事由欄（1～4）の記入はされていますか？
- 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記入はされていますか？
(「*」で印字されている場合を除く。)



このラベルを切り取って、
申告書送付の際ご利用ください。

※郵送費のご負担をお願いします。

※本市の収受印を押した申告書控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（返信先を明記し切手を貼付）を同封してください。

〒251-8601

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所

資産税課 行

（償却資産申告書在中）